

## 《論説》

# フランスの大統領選挙・総選挙と 少年犯罪対策

上野芳久

- 1 はじめに
- 2 選挙前の状況
  - (1) 全体の状況——政争，事件，統計
  - (2) 近郊都市の犯罪状況——市民の意識，憲兵の対応
- 3 大統領選挙
  - (1) 各候補の治安対策
  - (2) 第1回投票（4月21日）——ルベン候補の進出
  - (3) 両投票間の状況
  - (4) 第2回投票（5月5日）——シラク候補の大勝
- 4 両選挙間の状況
  - (1) ラファラン第一次内閣成立（5月6日）——サルコジ内相の活躍
  - (2) 近郊都市の状況——警察官への攻撃，市民の投票基準
- 5 国民議会総選挙
  - (1) 各政党の治安対策
  - (2) 第1回投票（6月9日）——保守大勝の気配
  - (3) 第2回投票（6月16日）——保革共存の解消
  - (4) ラファラン第二次内閣発足（6月18日）——治安対策の具体化
- 6 おわりに
  - (1) 政治的戦略
  - (2) 国民の不安感
  - (3) 類似する状況

## 1 はじめに

フランスは政治が左右に大きく揺れる国である。<sup>(1)</sup>政治が左右に揺れれば、当然のことながら政策も大きく変わる。<sup>(2)</sup>今年（2002年）4月から6月にかけて

で行われた大統領選挙と国民議会（下院）の総選挙では右派が大勝利を収めた。大統領は右派シラク氏の再選で結果的には変化がないが、内閣は、左派のジョスパン内閣から右派のラファラン内閣に代わり、まさに政治が左から右にシフトした。では、この政変によって犯罪対策とくに少年犯罪対策はどう変化していこうとしているのか。このような問題意識を持つにいたったのは次のような経緯からである。

昨年、世紀末の子ども保護に関する法律<sup>(3)</sup>を調べていて、偶然、準備中の法案には1945年2月2日オールドナンス（以下少年法と呼ぶ）に関する改正案、しかも厳罰化案が多いことを発見した。最初は気づかなかったのであるが、その後、翌2002年が大統領選挙と国民議会総選挙の年であることに思い当たった。そこで、本年2月末に渡仏した際に、いろいろな方に「なぜ右のような法案が多いのか、選挙を控えているせいか」と質問してみたところ、はっきりそうだとは言われなかったが、少年犯罪の激増とそれに対する何らかの政策<sup>(4)</sup>を打ち出す必要があることを認めた回答が多いように感じた。

帰国して詳しく調べてみると、やはり「治安対策（特に少年犯罪対策）」が選挙の争点に、それもおそらく最大の争点になっていたのである。はたして大統領選挙戦では、各候補者が少年犯罪対策についてそれぞれ具体的な対策案を公約に掲げた。その内容を見ていたところ、現在のフランスが抱える少年犯罪問題の状況とそれに対する国民各層の考え方が透けて見えてきた。そればかりか、今後の政策を予測することも可能であるように思われた。大統領選挙から1カ月後の総選挙でも、各コミュニティの住民は治安を考えて投票した。フランス国民・政府は犯罪対策の方向を変えたわけである。このようなフランスの状況は、一部、日本の状況と似たところもあり、どんな治安対策がたてられるのかという点でもたいへん興味深い。

以下、今回のフランス大統領選挙・総選挙を通じて明らかになったフランスの犯罪状況とそれに対する対策とくに少年犯罪対策について紹介するが、誤解と混乱を避けるためできるだけ時系列に、選挙前、大統領選挙、選挙間、総選挙、選挙後（6月末まで）という順に考察する。なお、犯罪対策には、

少年犯罪のほかにも、テロ、組織犯罪、政治的犯罪、経済犯罪などの対策も含まれるが、犯罪対策と少年犯罪対策は密接に重なりあっていて切り離し難いので、（本稿の関心はもっぱら後者にあるのだが）以下では必要な場合を除き明確な区別をしていない。

(1) 歴史を振り返ると、1789年大革命の頃から「王政→共和制→帝政」という政体変化のサイクルを2度繰り返したことは良く知られている。19世紀後半に第三共和制が成立しその後ようやく共和制に落ちついたが、その後も、左右の揺れはおさまらなかつた。第二次大戦直後、ド・ゴール将軍（右派）が政権をとった時も左派の力は強く、1958年のアルジェリア紛争のときに同将軍が政界復帰をはたして今日の第五共和制が成立してからも、それから30年と経たない1981年にはミッテラン大統領（左派＝戦後初の社会党出身大統領）が誕生した。

同大統領の下でも、シラク首相、バラデュール首相（いずれも右派）が内閣を率いたり、逆に、1995年のシラク大統領誕生後も、ジョスパン首相（社会党）の内閣が出現したりと、いわゆる保革共存（cohabitation）状態も存在した。

(2) 刑事法に限っても直ぐにいくつか例が念頭に浮かんでくる。たとえば、①1981年2月2日「安全と自由」法は、保守政権が制定した法律であったが、5月に誕生したミッテラン大統領とその率いる社会党政府は同法を骨抜きにした。②また、社会党政府が提示した刑訴法を改正する1993年1月4日法は、警察留置（garde à vue）時にも弁護人の接見交通権を認めるなど、弁護権に関する重要かつ画期的な法律だったが、交代した保守政府が制定した1993年8月24日法により見直されてしまった。前法につき白取祐司「フランスにおける起訴前弁護をめぐる最近の動向」自由と正義44巻7号（1993年7月）53頁。③最近の例として、2000年にジョスパン内閣（ギグー司法相）の下で成立した「無罪推定法」についても、今回のラファラン内閣（サルコジ内相）が見直したい旨を表明している。

他方、当然のことながら、1998年6月17日法のように、政権交代によってもほとんど内容が変えられずに成立した法律もある。この点については拙稿「フランスの少年に対する性犯罪」国学院大学紀要39巻（2001年3月）の150頁参照。

(3) この点については拙稿「20世紀末フランスにおける子ども保護立法」湘南工科大学紀要36巻1号（2002年3月）参照。

(4) たとえばプチ破棄院検事は、「問題はそんなに単純ではないが…」と切り出されたが、やはり選挙がらみとの回答のように聞こえた。印象的だったのはガラポン裁判官の回答で、筆者の「大統領選挙としては（元々大統領の権限下にある外交や国防の問題に比べ）小さな論点では？」との質問に対し、「その通りだが、他に論争点がないからでしょう。しかも実は、統計的には少年の凶悪犯罪はそれほど増えていないのです。ただ、現実には皆、不安な日常生活を過ごしており、早く解決してほしいと思っています。」と携帯電話のひったくりを例に出して話して下さった。

## 2 選挙前の状況

### (1) 全体の状況——政争, 事件, 統計

ジョスパン社会党政府は、1997年10月パリ近郊のヴィルパントで開かれたクロックでシュヴェヌマン内相が犯罪とくに少年犯罪の防止強化策を発表して以来、それなりに犯罪対策を実施してきた。しかし、必ずしも犯罪全体の減少につながらなかった。<sup>(5)</sup> それを見て、保守派のシラク大統領は、昨年(2001年)の革命記念日の7月14日以来、治安はフランス国民に保障される自由権の中でも第一のもので、治安不安は受け入れがたいと指摘してきた。<sup>(6)</sup> 8月、ジョスパン首相は、これに対抗するように、少年犯罪については失業、生活環境などを理由にすることもできるが、だからと言って行為についての責任を免れうることはないとして、厳しく対応していくことを明らかにした。<sup>(7)</sup> こうして犯罪対策が政治的争点となってきたが、とくに昨年9月11日にニューヨークで起きたテロはフランス国民に治安への関心と大きな不安感を抱かせることになった。<sup>(8)</sup> また、10月には、前年2000年12月にパリ控訴院が釈放したボナルという累犯者が、4人を殺した後に、別の日時場所で警官2人を殺すという事件が発生したが、それを契機に無罪推定法が議論的になり、<sup>(9)</sup> 警官は同法に対する反発を強めた。<sup>(10)</sup>

社会党も手をこまねいていたわけではない。「必要なときに警官がいない」「被害者より犯罪者のことばかり」という声に答えるべく、「さらなる予防、さらなる処罰 (Mieux prévenir, mieux punir)」を旗印に「2002年計画 (projet 2002)」をまとめて、小学校からのトラブル発見制度、落第生徒のための教育的寄宿強制 (internats pédagogiques renforcés)、教育的利益奉仕活動 (travaux d'intérêt éducatif)、親学級 (école des parents)、貧民街の破壊、人種差別撤廃、軽微犯罪から始める教育的処分、関係修復、環境改善のための強制的教育センター (centre d'éducation renforcée) 設置、最終的手段としての刑務所拘禁、近隣警察のための警官3000人増員、社会教育処分のための裁判所職員1万人採用、被害者支援などさまざまな対策を発

表した。11月には、大統領選挙を意識して、「2002年計画」実現に向けてヴァイヤン内相を中心に社会党議員からなる“ドリームチーム”<sup>(11)</sup>を結成したり、少年のために即時収容センター（centres de placement immédiat=CPI）を設置したりしたのであるが、ただ、教育を重視する少年法に忠実であろうとする左派の少年係判事や教育士（éducateur）などを無視するわけにもいかず、結局、<sup>(12)</sup> 刑罰化する方向での少年法改正には踏み切れなかった。

そんな中、選挙の年を迎えた今年の1月28日、内務省から<sup>(13)</sup> 昨年の犯罪統計が発表された。結果は、1997年から犯罪対策を強化してきたジョスパン政権にとって最悪で、重罪・軽罪の認知件数の総計はとうとう史上初めて400万の大台を突破し（406万1792件）、前年比は、<sup>(14)</sup> 昨年の5.72%増に引き続き、7.69%の増を記録した。犯罪としては、殺人罪が少し減少したものの、人に対する罪は「暴行を伴う盗取」（日本の強盗にあたる）の激増を受けて約10%の増加（総計では27万9610件の増加）となった。<sup>(15)</sup> 警察総局（direction générale de la police nationale=DGPN）によれば、増加の原因は全犯罪の62.10%（贓物罪を含む）を占める盗取罪（vol）にあり、2001年の全増加件数の約3分の2がこれであった。パリでは、とくに携帯電話の盗取が多かったが、最近になって宝石店強盗も相ついだ。

このように犯罪全体は増加している状況であるが、少年犯罪に限ってみれば実は1998年以降はほぼ一定している。今回の統計でも、非行少年（mineurs mis en cause）<sup>(16)</sup> の数は17万7010人であったが、2000年が17万5256人だったので、微増にすぎない。ただ、全被告人に占める未成年者の割合は、10年前は13.9%にすぎなかったのに対し、今日では21.2%<sup>(17)</sup> を占めるにいたり、暴力犯罪にかぎれば36%を越えているという指摘もある。しかし、これも10年というスパンで見た場合であって、4年間でみれば、犯罪全体が増加してきたのに非行少年は一定だったのだから、むしろ未成年者の割合は減っていると言えよう。現に、警察の管轄する地域（都市部）ではわずかではあるが1.81%減少したし、公安中央局（direction centrale de la sécurité publique）の推計によれば、非行少年の数は15～17歳の層では減少し、13

～15歳では一定である（ただし13歳未満では増加とされている）。少年犯罪として多いのは、暴行傷害罪、押し込み、器物損壊<sup>(18)</sup>である。

以上見たとおり、たしかに犯罪全体は増加を止めてないが、少年犯罪は統計的には比較的安定していた（注（5）参照）と言える。この点には十分留意しておくべきであろう。少年犯罪が激増しているわけでもなかったのに、なぜ大統領選挙の争点となったのであろうか。

1945年少年法の改正問題については多くの議員が改正を口にしていたが、少年係判事や教育士などいわば少年事件の専門家からは、刑罰より教育を優先<sup>(19)</sup>する少年法は決して時代後れではないという批判も公にされた。

## （2）近郊都市の犯罪状況——市民の意識，憲兵の対応

治安について市民はどう感じていたのか。パリから北へ約30kmの人口1万3000人弱のメリュ市（Méru）<sup>(20)</sup>のルポに市民の感情がよくあらわれている。昼間の12時半頃、ラ・ナクル地区の街はずれの憲兵署の近くで、現金とキャッシュカード入りのバッグを14～5歳の子どもにひったくられた老婦人の夫は、「同じ場所でもう2回もやられている。こうなったらピストルを買ってスズメのように撃ってやる」と憲兵（地方で警察の役をはたす軍人）に興奮して話した。なだめたその憲兵はインタビューにこう答える。「人々はますます罰を求めるようになっている。同時に、訴えても何の役にもたたないと感じている。」

憲兵たちはどう対応していたのか。メリュ市の憲兵はもちろん犯罪を阻止しようとして懸命に努力している。それにもかかわらず、この地域全体で13%、街だけでは54%の犯罪増を示した。とくに自動車の窃盗が激増しているが、その一因はここにベルギーやオランダの偽造文書を使って盗難車を再登録する組織が存在することにある。ラ・ナクル地区には、最低所得者5000人の住む場所が憲兵署のすぐ裏にあって、自動車への放火、警察活動妨害などの都市型暴力犯罪も多い。最近では、憲兵が出動すると投石にあったり、パトカー内に憲兵1人が残らないとパトカーが盗まれたり、タイヤを傷つけ

られたりするようになってしまった。憲兵の中には、「ここでは、大都市郊外と同様に、憲兵は緊急警察と同じにすぎず、何の尊敬も払われていない」とか、「かつては犯罪は陰で行われていたが、今や自動車を盗む若者は、何はばかることなく集団で街を闊歩している。もはや憲兵の制服は何の威嚇にもならない」という者もいる。ある女性憲兵は「憲兵は、いまや無力で、安心感を与えるどころか、そういう若者の存在を惹き起していると思われる」とさえ言う。「犯罪者たちは、出動・帰還の時期を熟知している。個人所有の自動車や子どもの学校まで知っており、頻繁に電話をかけてくる。買い物するときは遠方まで出かけなければならない」と私生活上の不安からのがれたいために転勤を心待ちにしている憲兵もいる。

- (5) ただし、少年犯罪に限って言えば、98年17万1787人、99年17万0387人、00年17万5256人、01年17万7010人とここ4年は安定している。
- (6) Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10. もっとも治安と人権の関係については、既に97年ヴィルパントで、当時のシュベヌマン内相が“治安は左派的な概念である、なぜなら人権宣言で認められているからだ”と演説している。Le Monde, 4 décembre 2001, p. 13.
- (7) Le Monde, 4 décembre 2001, p. 13.
- (8) Le Monde, 28-29 octobre 2001, p. 9.
- (9) 無罪推定法については、前注(2)、後注(10)、(63)参照。
- (10) 右派は左派政府の「寛容主義」とともに無罪推定法を批判した。それに対して左派は、同法の施行は2001年1月1日である、2000年に同法を検討したときは右派自身の多くが同法に賛成している、と反論した。ところが、社会党内にもシュヴェヌマン、ドブレ両議員のように同法を停止すべきだと主張する人も出てきて混乱した。右派の議員は、2002年の総選挙で勝ったあかつきには同法を廃止すべきだと主張した。Le Monde, 28-29 octobre 2001, p. 9. その後、新しく誕生した右派政府の課題になった。Le Figaro, 7 mai 2002, p. 6. 後注(34)参照。
- (11) 詳細はLe Monde, 28-29 octobre 2001, p. 9. なお、本稿のジョスパン大統領候補の公約(101頁)、社会党の治安対策(113頁)も参照。
- (12) Le Monde, 4 décembre 2001, p. 13.
- (13) ルモンド紙によれば、治安(sécurité)は大統領選挙の重要なテーマなのでこの統計発表が待たれていた。内務省も発表に慎重であったが、コルシカに関する法律への憲法院の判断の影にかくれて、政治的コメントはほとんどなかったようである。Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10.
- (14) Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10.

(15) パリでは、2001年の強盗のうち40%が携帯電話に関するものだった。2月末に弁護士、裁判官など様々な方にインタビューしたが、殆どの方が携帯電話強盗を例に挙げていたのも、その多さを物語ると言えよう。また、4月から6月にかけてパリを中心に宝石店強盗（ホールドアップ）が連続して15件発生し、パリっ子の不安をかきたてた。Le Parisien. com. 26 juin 2002, 18h35. ちなみに（憲兵ではなく）警察が管轄する都市部では、①車上あらし（vol à la roulotte）、②押し込み（cambriolages）、③強盗（vols avec violence）、④器物損壊（dégradations de biens）が4大犯罪で、63.02%を占める。Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10.

(16) Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10. 前注（5）参照。

(17) Nouvel Observateur, 7-13 février 2002, p. 14.

(18) Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10.

(19) Libération, 22 février 2002. p. 6.

(20) Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10.

### 3 大統領選挙

今年2月、現職大統領のシラク氏（69歳）は再選を目指して、現職の首相ジョスバン氏（64歳）は初当選を目指して、それぞれ大統領選挙への立候補を明らかにした。今回は、この2大候補を含め立候補者が史上最高の16人を記録した。政党別では、極右政党FN（Front National＝国民戦線）の常連候補ル・ペン氏からトロキスト政党LO（Lutte ouvrière＝労働者の戦い）のこれまた常連候補ラギエ女史まで、その間に保守系、社会党、環境派、共産党などを含み、まるで政党の展示会の感がある。年齢を見ると、50代9人を中心に、最高73歳のル・ペン氏から27歳の郵便配達員ブザンスノ氏まで、30代を除く各世代の代表が並んでいる。女性候補は4人であった<sup>(21)</sup>。しかし、この段階では、誰もが“2大候補の一騎討ちとなる”と予想していた<sup>(22)</sup>。

ところで、各候補は、立候補にあたりさまざまなテーマにつきそれぞれが考える政策を発表した。テーマは、週35時間労働、農業、恩赦、外交・国防、麻薬、教育、雇用、企業、環境、EU、家族、女性、社会崩壊、制度、移民・市民権、司法、グローバル化、年金、国家改革、健康など実に多岐にわたったが、大統領選挙の最重要テーマだった治安不安・犯罪（In-

sécurité/Délinquance) に関する公約の内容は以下のものであった。各意見は、各党つまり国民各層の見解をよく表しており、比較するとなおさらそれが鮮明になる。とくにシラク案、ジョスパン案についてはどこまで類似しているのかがわかり興味深い。

- (1) 各候補の治安対策（特に少年に係わるものは頭に\*を付けてある。）  
各候補の主張ごとに箇条書きにして番号をふると次のようになる。<sup>(23)</sup>

【シラク大統領】（右派・共和国連合）

- ①目標＝不可罰ゼロ（impunité zero）
- ②大統領が主宰する国内治安会議（Conseil de sécurité intérieure）および公安対策省（Ministère de la Sécurité publique）を創設する。
- \*③1945年オルドナンス（少年法）を「修正する（adapter）」。
- \*④重大行為で数回退校させられた生徒のために、特別学校（établissement scolaires spécialisés）を創設する。
- \*⑤犯罪少年のために閉鎖的未決拘禁センター（centres préventifs fermés）を創設する。
- \*⑥累犯少年のために閉鎖的教育施設（établissements éducatifs fermés）を創設する。
- ⑦市町村長に、地域のすべての治安担当者の調整役をさせる。

【ジョスパン首相】（社会党）

- \*①1945年オルドナンス（少年法）を批判できないものとは考えない。
- \*②犯罪少年にも即時出頭（comparutions immédiates）を適用し、「再犯」を避けるために再教育に関する「閉鎖的機構（structures）」を使う。
- \*③破壊的暴力的な落ちこぼれ少年（jeunes en échec scolaire）を受け入れるための教育施設を開く。
- \*④10歳あるいは12歳の少年刑務所には反対する。
- ⑤「治安活動（action pour la sécurité）」を専管とする拡大公安対策

省 (grand ministère de la Sécurité publique) の創設。知事を首相に直結とする。

⑥警察を「市町村の管轄下におくこと (municipalisation)」には反対するが、市長を調整役とすることには賛成する。

⑦計画化・方針に関する法律により警察の手段を強化する。

#### 【ユー共産党党首】(共産党)

①予防、抑止、処罰および被害者の回復請求権

②「治安侵害や暴力への戦いのための真の政策」に賛成

③「従来の組織」を打ち破り、地域で選ばれた人と協力して「壁を取り払った」公務を創設する。

④警察、司法への補助手段として、治安の予算を5年で倍にする。

【シュベヌマン前内相】(元社会党員。さまざまな問題につきしばしば独自の見解を示して、党方針に反発。92年、新党を結成した。)

\*①1945年少年法は改正すべき。「すべて教育的にというのは時代遅れ。」

\*②頻回累犯少年 (mineurs multirécidivistes) に即時出頭を適用する。

\*③13歳以上の少年を対象とする刑の自動的減軽を廃止する。

④閉鎖的センターにおける未決拘禁

⑤累犯者のための閉鎖的収容60センターの創設。「犯罪の発生しやすい場所から遠ざけ、学業を再開させるため。」

⑥警察と憲兵のための2つの法律を公表する。

#### 【ルベン国民戦線党首】(極右)

①寛容ゼロ (tolérance zero)

②最も重い重罪に死刑を復活することについて国民投票を実施する。

③重治安地区を再び設置すること。

④刑罰として「外国人による重軽罪」は「システムティックに」国外追放

\*⑤刑事的成人年齢を10歳に引き下げる。

\*⑥犯罪少年の家族の責任負担。家族手当の条件付取得、自分の子どもの犯罪行為の共犯としての親の訴追。

以上の諸案の全体から読み取れる特徴は、①左派案も右派案も類似していて大きな違いがないこと、②教育施設を充実させようという考えが強いこと、③地域、特に市長に権限を与えようとする案が多いこと、④警察機構の改革も組上りにのっていること、⑤司法の改革も考えられていること、⑥全体としては厳罰化傾向にあることなどである。

これに対して、4月初め、裁判官、弁護士、教育士、学者ら少年事件に係わる専門家から、各候補者の案、とくに①社会党案その他<sup>(24)</sup>にある即時出頭（comparution immédiate）制度、②右派の閉鎖的センター構想に対して、次のような批判が出された。①最も重要なのは、即時出頭手続により直ぐに裁判官の面前に連れてくることではなく、教育的処分をすぐ実施できるかどうかである。社会党はあわてて累犯少年に限定するとしたが、1983年に元々<sup>(25)</sup>は「軽罪の現行犯」のために作られた大人の制度<sup>(26)</sup>を教育が必要な少年に適用するのはおかしいという批判はやまなかった。②閉鎖施設は既に右派自身のペイルフィット氏の手によって閉鎖されたものである、しかも、収容された若者には何の選択可能性も何の自由空間もなく、これでは社会復帰させるのは不可能となるので、失敗は明らかだ<sup>(27)</sup>という批判であった。

## (2) 第1回投票（4月21日）——ルベン候補の進出

第1回投票の結果は次のとおりであった。

①シラク大統領（共和国連合＝保守政党）	19.88%
②ルベン党首（国民戦線＝極右政党）	16.86%
③ジョスパン首相（社会党）	16.18%
その他13名	略（6.84%～0.47%）
・棄権率	28.40%

これを見てフランス中が驚愕した。何とジョスパン氏が票を集められず、僅差ではあるが極右政党ルベン氏に負けたのである。極右候補が決戦投票に残るのは初めてのことで、2人とも右派候補者になったのも1969年以来のこ

とである。ジョスパン氏は政界引退を表明した。

ジョスパン候補の落選の原因は、①立候補者が史上最多だったため、票が割れたこと、②棄権率が第五共和制発足以来最高の28.4%に達し、特に労働者・若者（社会党支持者が多い）に棄権者が多かったことにあるが、とりわけ③社会党の政策とくにオブリ法（週35時間労働）そして治安対策への失望が大きかったことにもある。

### (3) 両投票間の状況

ルベン2位に慌てた左派は、反極右をかかげてやむなくシラク氏に投票するよう呼び掛けた。しかし慌てたのは左派だけではなかった。右派も、急速、大統領与党連合（UMP）を形成してルベン阻止に結束した。全国いたる所で連日、反ルベンの街頭行進が行われた。サッカーのフランス代表チームのジダン選手（アルジェリア系フランス人）も、人種差別を平気で口にするルベン候補をきらい、「ノン！ルベン」署名運動に参加した。<sup>(28)</sup>

マスコミもなりふり構わず反ルベンのキャンペーンをはった。そのうえでルベン候補が票を集めた都市の取材を行い、予想外の結果の原因をさぐろうとした。日本の新聞も同様で、たとえばパリ近郊のルブランメニル市の様子<sup>(29)</sup>を次のように伝えている。

人口4万7000人で共産党の牙城として知られていたが、今回はユー候補（共産党党首）でもジョスパン候補（前回最高票）でもなく、何と極右FNのルベン候補が最高得票を獲得した。FNに属する市議は、地下鉄での恐喝や麻薬取引が目立ち、市民の不安が広がっているとす。つまり治安が悪化しているので極右が伸びたというのである。しかし、最も危険といわれる地区（1万2000人の団地。約8割が移民<sup>(30)</sup>）を訪ねても、スプレー落書やたむろする若者は目につくものの、街路は清潔で破壊された物もない。現に市内の犯罪発生率は前年比で3.2%減少している。では、なぜ？市長（共産党）は、シラクが治安を唯一の争点にしてしまったことを指摘する。市広報紙編集長は、経済が順調で長年の失業問題が争点でなくなり、新たな課題を採し

て、治安にいたったのではないかとしたうえで、現実と市民の意識に大きなギャップがあることを指摘している。

このルポに対しては、時間や場所によって地区の表情は異なるとか、前年比減だけでは必ずしも同市に犯罪が少ないとは言いきれない、と評することもできよう。ただ、シラク陣営の戦略だという市長の指摘には注意しておくべきであろう。

#### (4) 第2回投票（5月5日）——シラク候補の大勝

運命の決戦投票では、反ルペン・キャンペーンが効を奏し、シラク大統領の再選が決まった。得票率82.21%はまさに団結の勝利であった。しかし、ルペン党首の得票率17.79%は、旧FN党員のメグレ候補の票が流れてきた可能性が高いとはいえ、1回目より増加し、棄権率も20.29%を記録した。

翌6日、引退を表明していたジョスパン首相に代わり、ほとんど無名のラファラン氏が首相に任命され、7日にはラファラン第一次内閣が成立した。犯罪対策、警察改革は、47歳ながら実績のある大物政治家サルコジ氏に託された。

- (21) Le Monde, 6 avril 2002に、各候補の顔写真と略歴・年齢が載っている。なお、簡単な紹介として、鈴木美穂「有力泡沫候補」ふらんす5月号3頁。
- (22) たとえば、大野博人「つまらない選挙」ふらんす4月号2頁。朝日新聞4月22日2面、4面は、21日の投票開始を報道する記事だが、まだシラク対ジョスパンの一騎打ちを予想している。
- (23) Yahoo France, Actualité による。http://fr.news.yahoo.com/t/64182.html このサイトでは箇条書きになっているので、それを生かし、分かりにくい点、誤り等を補充・訂正していく。
- (24) 即時出頭手続の提案は、シュベヌマン案にもあるが、後述するようにシラク大統領が率いる保守系政党RPRの案にもある。
- (25) Le Monde, 6 avril 2002.
- (26) 即時出頭手続は、1983年6月10日法により、従来の直接係属（saisine directe）手続に代わるものとして置かれた制度で、7年以下の拘禁刑の軽罪につき一定の事情がある場合に、検察官は即時に軽罪裁判所へ事件を係属させることができるもの（刑事訴訟法395条）。現在は少年には適用できないことになっている（同397-6条）。山口俊夫『フランス法辞典』（2002年、東大出版会）97頁。

この手続では、予審手続が不要となり（同393条）、より迅速な裁判が可能となるので、犯罪対策の一つとして挙げられたわけである。

当初拘禁刑1年以上5年以下の軽罪の現行犯に限って認められたが、その後、シラク内閣の犯罪対策の一つとして制定された1986年9月9日法で、長期が2年以上5年以下（1995年法で7年になった）の拘禁刑の場合で係争点に照らし相当と認められるときには、収集された証拠が十分であれば（現行犯の場合はこの要件が不要）、即時出頭手続が可能となった。後注（69）小野40巻2号論文92頁。

- (27) Le Monde, 4 avril 2002 et 6 avril 2002. 6月、教育士はサンドニで集会を開催し、1950年にカディアック女子矯正施設内で自殺した20歳の孤児の例、70年から75年の間に収容されていた735人の未成年者のうち、60%が出所から2年以内に刑務所に戻ってきた例などを引いて、閉鎖施設は子どもを職員から引き離して教育を不可能にするだけで何の役にも立たず、再犯者を作る学校と化すだけで、50年前に戻る政策だと非難した。Libération, 7 juin 2002. 後注（33）参照。
- (28) もちろん沈黙する選手もいた。池村俊郎『『レ・ブルー』の栄光 仏社会の影』読売新聞2002年6月13日6面は、代表チームが仏社会の移民問題を隠すのに使われていたと指摘していて興味深い。
- (29) 朝日新聞2002年4月27日9面。
- (30) こういう地区を *quartier difficile* とか、*quartier sensible* と呼ぶ。後者は、善意と改善を期待した意味を含み以前はよく使われたが、最近では前者の言い方に戻ってしまったようだ、との指摘もある。鈴木美穂「Il faut cultiver. . .」ふらんす2001年2月号98頁。後者や *quartier à problème* という言い方は役所で使われることが多いのだが、率直に *quartier hors contrôle* という呼称を使う人もいる。Le Figaro, 5 juin 2002, p. 16.

#### 4 両選挙間の状況（5月6日から6月15日まで）

##### (1) ラファラン第一次内閣成立（5月6日）——サルコジ内相の活躍

大統領選の翌日6日朝に任命されたラファラン首相は、7日に閣僚を発表し、わずか1カ月後に迫った総選挙での勝利に向けてさっそく発進した。年金保障、35時間法改正、5%減税など数あるシラク大統領の公約の中でも、治安対策を第一の優先課題とし、その具体化に動き出したのである。とくに警察を監督する立場にある「内務」大臣の名称を「内務・国内治安・地域自由」大臣に変更したところにその意欲が示されている。その内相となったサルコジ氏は、任命された8日の夕方からパリ近郊の警察署、憲兵隊を回りその活動・施設などを視察するなど、そのやっぎばの活躍には目を見張るも

<sup>(32)</sup>のがあった。マスコミは毎日のようにその動向を報道した。

**【第1回閣議】** 5月10日（金）

最初の閣議はわずか1時間だったといわれるが、その短い所信表明の中でシラク大統領はまず治安対策にふれ、10日間で警察および司法に関する計画法案の大筋を決めるようサルコジ内相とベルバン司法相に求め、警察と司法の両面から治安問題を解決していく姿勢を明らかにした（次頁の第4回、第5回閣議の項参照）。前者との関連では、警察と憲兵の統合、共同作戦隊（groupements operationnels pluridisciplinaires）の設置などが、後者との関連では、少年の閉鎖的センター設置、<sup>(33)</sup>近隣型裁判所設置などが検討される予定とされた。<sup>(34)</sup>また、国内治安会議（Conseil de sécurité intérieure）を置き2週間以内に開催するとした。<sup>(35)</sup>

5月13日には、ラファラン首相は、イル・ド・フランス地方の公共鉄道内の治安対策実施を発表した。その後、首相は、サルコジ内相とともにパリの<sup>(36)</sup>地下鉄を視察し、200人の警官増員を約束した。

**【第2回閣議】** 5月15日（水）

第一に、この日のデクレにより国内治安会議の設置が公式に決定され、翌週に第1回が開催されることになった。この会議は、元々ロカール首相（社会党）時代の1988年に作られ、一時休眠状態だったが、1997年にジョスパン首相が復活したもので、首相を中心に内務、国防、司法、経済、財務の各大臣が参加して毎年数回開かれ、治安の全体方針を決定しその実現に努力する役割を担っていた。今回は、予算大臣、海外大臣も参加することになり、場合によっては都市、教育、運輸各大臣、さらには若者担当大臣も参加可能になった点でより拡大されたが、役割はほぼ同じで、方針と優先順位を決定して治安政策を促進することと、各省庁間の調整による一貫性を維持することにある。<sup>(37)</sup>唯一の新味は、主宰者が首相から大統領に代わった点にある。

第二に、警察と憲兵の統合が検討された。従来、フランスでは警察活動は2分され、警察が都市部を、憲兵が非都市部を管轄してきたが、近年、非都市部での犯罪が増加してきた。<sup>(38)</sup>やはり警察と憲兵とは連携をとるべきで、両

者を統合・指揮する機関が必要になる。ここにラファラン内閣(=UMP案)が治安対策の第一に「治安対策省(Ministère de la Sécurité intérieure)」の創設を考えていた理由がある<sup>(39)</sup>。翌5月16日、大統領デクレにより、それまで国防相の支配下にあった憲兵の活動に関する権限が内相に移されることになり、ここに警察と憲兵は統一の指揮下にはいることとなった<sup>(40)</sup>。

第三に、地域圏捜査隊(groupements d'intervention régionaux = GIR)の新設が決まった。第1回閣議で共同作戦隊と呼ばれていたものだが、司法官、警察官、憲兵、税関吏、税務官その他の検査官を構成員とし、都市・地区を日常的に食物にしている組織を壊滅するために設けられるネットワーク組織である。麻薬取引や高級車窃盗団による密売などのいわゆる地下取引を取り締まるためには様々な情報の交換や連携捜査などが不可欠となるので、各機関を横断的に結ぼうとして作られた組織である。既に2001年から各地で実験的に行われてきたが、イブリーヌ県では60人ほどの逮捕につながり、かなりの成果をあげている<sup>(41)</sup>。

【第4回・第5回閣議】5月29日(水)、6月5日(水)

5月末には「国内治安に関する方針・計画法(loi d'orientation et de programmation de sécurité intérieure)」案が、6月初めには「司法に関する方針・計画法(loi d'orientation et de programmation pour la justice)」案が閣議に提出され、7月国会で緊急に審議されることが確認された。いずれも今後5年間の政府の方針を示すものである。

【総選挙・第1回投票後】

6月9日日曜日の総選挙・第1回投票(結果は後述)の後も、サルコジ内相は、応援演説に出かけては、シラク大統領の公約した目標「不可罰ゼロ(impunité zero)」を繰り返し、自派(UMP)が国民議会で多数派を占めれば無法地帯(zones de non-droit)が少しずつ改善していくはずであると強調した<sup>(42)</sup>。第2回投票日の4日前には、6月26日に警察署長2000人と憲兵隊長3600人を集めて全国合同会議を開催し、犯罪と暴力に対し攻勢(offensive)をかける準備することを明らかにした<sup>(43)</sup>。

以上のように、シラク新大統領の下、ラファラン第一次内閣は懸命に行政府としてできる限りの治安対策強化の姿勢を見せたのである。

## (2) 近郊都市の状況——警察官への攻撃、市民の投票基準

大都市に近い都市で警察活動に対する妨害・反発が強いことは既にメリュ市の状況紹介で明らかにしたが、その後も同じような状況が続いた。5月2日の夜、ベルギー国境近くのモブーグ市（パリ北東約200km）で赴任したばかりの28歳の警官が、18歳の無免許運転の車に正面から激突されたパトカーの中で死亡する事件があり、警官と市民の怒りをかけた。<sup>(44)</sup> フランスはヨーロッパ中では住民当たりの警官数では第三位であるが、<sup>(45)</sup> このような状況ではなかなか問題解決には結びつかないのである。

総選挙前の市民の様子についてはパリ隣接のアニエール市の市民の例を見てみよう。同市は人口7万6000人のかなり大きな産業都市で、6割以上が労働者層のため伝統的に左派が強い所であるが、同時に少年犯罪も多い所だった。中道右派のエシュリマン候補は、過去3年間市長をつとめ、公共の場に監視カメラを設置したり、全国に先駆けて夜間外出禁止令（夜11時から朝6時まで13歳未満の少年は外出できないとする条例）を制定したところ、少年犯罪が20%以上減った。そういう土地に住む人は総選挙を前にして何を基準に投票したのだろうか。ある家族のレポートでは、近所で麻薬の売買があったり、少年犯罪が多くて不安な日常生活なので、今回は、労働者を大切にしてくれる左派よりも、治安をよくしてくれる右派のエシュリマン氏に投票したいと話していた。<sup>(46)</sup> もちろんこの1例だけで判断するわけにはいかないが、大都市周辺の都市でいかに治安が悪化しているか、そこに暮らす人にとってその不安がいかに大きい問題かを感じることができるレポートだった。

そのような市民の意識を代弁するかのように、総選挙前の6月5日付フィガロ紙に今こそ非行少年に厳罰を科すべきだという犯罪学者の意見が掲載された。<sup>(47)</sup> 都市型暴力は本土の19県にしかもその中の約100地区に集中している、ほとんどの事件は無秩序地区（quartier hors contrôle）の一握りの若者が

起こしている、老女がターゲットとなり戦利品はラコステの服かマクドナルドでのデート代に消える、彼らは徒党を組んでおり警察や裁判所をバカにしている、放っておくともっとひどい若者が出てくる傾向にあるから今こそ秩序を守らせる時である、という主張である。非行少年とは彼らの縄張りで自由に話す機会があるが、彼らにとって公的コミュニケーションは全く効果がないものだと言っておくのが犯罪学者の義務だとさえ言っている。保守系新聞に掲載された意見であることを割り引いても、一定の説得力を持つ。そういう地区の住民は孤独で被害にあっても相談する者はおらず、尋ねてくるのは地元のFN 党員ぐらい、意思表示の手段といえば投票用紙しかない、という指摘は、人々がFN に投票する一つの理由を示しているように思われる。

(31) Le Figaro, 7 mai 2002.

(32) もっとも左派系新聞は、目立つようにあちこち視察に歩き、成果を数字で求めるサルコジ内相の行動は、総選挙を控えてメディアを意識した作戦だというニュアンスで報道している。Libération, 10 mai 2002, p. 3.

(33) 少年犯罪については、右派は、地区内で悪事をはたらいても釈放されてしまう若者を念頭に置いて「閉鎖的教育センター」を構想していた。人数こそ少ないものの周囲の環境から切り離して再教育すべき者がいるが、そういう者を対象とする施設で、これによれば刑務所に入れなくて済むことになる。しかし、これはまだこの段階では、元老院の調査委員会で検討されていたにすぎなかった。

前述のとおり、閉鎖的教育センター構想については批判も多い。たとえば、刑法の13歳未満の未成年者の拘禁を禁止する規定を潜脱するおそれや、従来の若者拘禁センターとの違いが不明確なこと、かつて類似機関が置かれていたが右派自身の手によって閉鎖されたこと、などが指摘されている。Libération, 10 mai 2002, p. 3. とくに、左派の教育士 (éducateur) に反対が多い。ベルバン司法相も理解ある教育士をさがす必要があることを認めているが、それでも具体化したい意向である。Le Figaro, 11-12 mai 2002, p. 8. 5月15日には、教育士、司法官、教師などの組合が、閉鎖施設は少年に適さないとして請願アピール文書を発表した。Le Figaro, 15 mai 2002, p. 8. 前注 (27) 参照。

右派は、①少年に「迅速な」出頭手続を課す、②刑事責任年齢を現在の13歳より引き下げる、③拘禁を限定する枠を修正するなどとして、1945年少年法を改正する案も考えている。少年法はすでに何度も改正されてきているが、刑罰より教育に重みを置くという原則は維持されてきた。しかし、今回の右派案は、この原則 (教育優先) を攻撃するものだと指摘もある。Libération, 10 mai 2002, p. 3.

(34) ベルバン司法相は、インタビューに答えて、「司法に関する方針」案は、犯

- 罪対策の一つとして①司法にその使命遂行に必要な手段を与えることと、②迅速な裁判をめざすものとし、この法案を提出することのほかにも、警察や裁判所の妨げとなった「無罪推定法」を一部改正すること、新しい刑務所を建設することなどを表明した。Le Figaro, 11-12 mai 2002, p. 8.
- (35) Libération, 11-12 mai 2002, p. 11 et 15.
- (36) もっともこれは既に社会党政権が実施した策で、社会党は抗議している。パリ市交通公団（RATP）などが過去に何回か実施してきた犯罪対策でもある。Le Figaro, 15 mai 2002, p. 6.
- (37) 以上、Libération, 16 mai 2002, p. 2による。シラク大統領は自ら第一の争点とした治安問題につき、自分が中心になって解決するという姿勢を示したかったのだ、との指摘もある。新聞は「シラク、フランスの警官ナンバーワンを宣言」、「ジャック・シラク、治安を手中におさめる」などと書いた。Ibid ; Le Figaro, 15 mai 2002 p. 6.
- (38) その後の内務省統計によれば、5月には、警察が管轄する都市部では0.69%減少したが、憲兵の管轄する非都市部（zones rurales）では19.67%増加していた。これは犯罪が地方や大都市周辺地帯で増えていることを意味する。事実、ここ17カ月来、憲兵の管轄地域では犯罪が非常に増加しており、2001年の3月には20.4%、4月には23.3%を記録していた。Yahoo France, Actualité, 13 juin 2002, 18h42.
- (39) 警察と憲兵の再編成は内務省と国防省の共同作業になるが、今回は24万4000人を動かすことになるので必ずしも一挙には実現できないであろうと予測されている。Le Figaro, 7 mai 2002, p. 6 ; Le Figaro, 17 mai 2002, p. 1 et 9.
- (40) ただし、憲兵の軍人としての地位は残される。また、警察・憲兵の二重構造は必要な範囲で残るとされ、完全になくなったわけではない。Le Figaro, 17 mai 2002 p. 1 et 9, Libération, 11-12 mai 2002, p. 15.
- (41) 2002年5月17日のF2のニュースによる。もっとも、このような横断的捜査隊に対しては、①麻薬取引に関しては、予審判事と司法警察官との長期間の協力があって初めて本当の活動が可能になる、②いくつかの地区を極端に特定してしまうと、かえって事を大きくしてしまう危険がある、などの指摘もある。Libération, 11-12 mai 2002, p. 15.
- (42) Yahoo France, Actualité, 11 juin 2002, 14h44.
- (43) Yahoo France, Actualité, 12 juin 2002, 22h22. この会議はその後開催されたが、その内容については後述する（115頁）。
- (44) Libération, 11-12 mai 2002, p. 15 et 16. 警察発表では捜査中の事故とされているが、市民の中には単なる事故とは考えない人もいる。Ibid.
- (45) Le Parisien, 4 juin 2002. インターネット記事（Yahoo France の journaux から入れる）による。同紙は、この日から1週間にわたりイギリス、スペイン、ベルギー、ノルウェー、オランダの少年犯罪対策を特集している。
- (46) 6月17日（月）のNHK・BS1「BSニュース」
- (47) Le Figaro, 5 juin 2002, p. 16.

## 5 国民議会総選挙

### (1) 各政党の治安対策

ここでは、保守派の緩い連合である大統領与党連合<sup>(48)</sup>、その中核でシラク大統領の母体である共和国連合 (RPR=Rassemblement pour la République)、大統領与党連合が対立政党と意識してきた社会党、の3党の治安対策を比較してみる。前2者は当然類似しているが微妙に異なっており比較すると理解が深まる。社会党の治安対策は、当然のことながら政府与党として実際に実施してきたものと重なる。

#### 【大統領与党連合 (UMP)】

①すべての重・軽罪を迅速に罰することにより「不可罰ゼロ」を確実にする。

(a)そのために、警察と憲兵を統合して指揮する治安対策省を新設する。

(b)地域圏捜査隊 (groupements d'intervention régionaux) を創設する。

(c)2つの「5カ年計画法」を制定して、裁判所と警察に必要な手段を与える。

(d)市町村 (communes) に、必要な手段と共に、市町村長が治安担当者を招集し地域の治安活動方針を決める「安全に関する地方会議 (Conseil Local de Sécurité)」を新設することを認める。

(e)告訴の迅速な処理と刑罰の効果のある執行

②近隣裁判所 (justice de proximité) を創設して小さな犯罪を罰する。

\*③重大な攻撃を反復する者を強制的に隔離する学校安全計画を作り、学校における暴力を止める。

\*④反復的少年犯罪への対応としては、非行環境から遠ざけるべく閉鎖的未決拘禁センターと閉鎖的教育センターを設置し、断固としてかつ人間的に対応する。

\*⑤家族和解制度や子ども相談などにより、家族を援助し、同時に家族に責任を追わせる。後者については、子どもを放置した両親に財産的制裁をかけることができる<sup>(49)</sup>手続を置く。

⑥司法援助制度を強化改善し、有効な補償を確保することによって、常設の「被害者緊急援助機関」を置いて被害者を援助する<sup>(49)</sup>。

### 【共和国連合（RPR）】

①「不可罰ゼロ」<sup>(50)</sup>「結果についての責任（obligation de résultats）」

②すべての犯罪はその重さに応じて罰せられねばならない。

③国家は、国民一人一人に対し、手段だけでなく結果についても責任を負わせるようにしなければならない。

④市町村に近隣治安会議（Conseil de Sécurité de Proximité）を創設（市町村長が主宰し治安担当者を集める）

\*⑤少年犯罪に対しては、関係回復から閉鎖的教育センターへの収容まで、司法的対応全体を見直す。教育施設内のあらゆる不安に対しても特別な場所が必要。

⑥警察司法への緊急財政措置。刑事法については、検察と司法省の関係を明確にして、犯罪者にも被害者にも全国で同じ政策がとられるようにする。迅速かつ有効な裁判のために即時出頭の原則をひろげる。無罪推定法も、良いところは残しつつ、再検討すべき<sup>(51)</sup>。

### 【社会党】

①治安はフランス国民の最大の課題の一つ。暴力行為の拡大は耐えがたい程度に達している。安全は市民の基本的権利である。安全をどこでも誰にでも回復すること、皆に日常生活を静かに暮らす権利を保障することがわれわれの目標である<sup>(52)</sup>。

②政府による、県知事（préfets）と検察官（procureurs）の会合開催は、警察活動と司法活動の関係を効果的にするものとして支持する。

③市町村長、県知事、共和国検察官の協力で作る「安全のための地域協定（Contrats locaux de sécurité=CLS）」は、市民権教育を重視して犯

罪予防に役立て、近隣性 (proximité) を重視して警察と憲兵の再編をうながし、効率性を重視して国家機関の共同活動を強化することを可能にするものであり、地区 (quartier) 市町村 (commune) レベルの犯罪防止に効果があるので、支持する。

- ④改革の3つの柱は、近隣警察 (police de proximité) を大都市圏内の最も問題ある場所や地区に効果的に配置すること、犯罪行為への対応の迅速性と効率化を改善すること、学校における暴力行為を排除し子どもたちの意見に沿った行動を増やすことである。<sup>(53)</sup>

(2) 第1回投票 (6月9日) ——保守大勝の気配

もともと総選挙では、小選挙区制なので地域の関心事が優先する傾向にあるが、とくに今回は“保革共存を解消すべきか”くらいしか論争点がなく、有権者の興味もうすく棄権が多いと予想されていた。さらに立候補者が史上最多8424人の混戦模様となったことも重なり、波瀾の余地もあったのだが、左翼の選挙協力が不調だったこともあり、はやばやと与党・左翼の劣勢が予測<sup>(54)</sup>されていた。

蓋をあけてみれば予想どおりだった。過半数を得た候補者は58人しかおらず、<sup>(55)</sup> 大多数の候補者は2回目の決戦投票に進んだものの、93年総選挙以来の保守勢力の大勝、左派・極右ともに完敗の様相を呈した。<sup>(56)</sup>

①大統領与党連合 (UMP = 保守中道)	33.37%
②社会党 (PS)	23.78%
③国民戦線 (FN = 極右)	11.12%
④共産党 (PCF)	4.91%
⑤緑の党 (環境派)	4.44%
その他	
棄権率	35%

(3) 第2回投票 (6月16日) ——保革共存の解消

結果は以下のとおり保守中道の圧勝（577議席中、①+③=399議席。なお、（ ）内の数字は旧議席数。）となり、97年から続いていた第3次保革共存は解消した。議会両院で保守派が多数をしめることになり、シラク大統領は強力な権限を手中にした。

①大統領与党連合（UMP）	370議席	（RPR=135, DL=43）
②社会党（PS）	153議席	（248）
③フランス民主連合（UDF）	29議席	（67）
④共産党（PCF）	21議席	（35）
⑤緑の党（環境派）他	4議席	（31）
⑥その他（FNも含む）	0議席	（5）
・棄権率	39.23%	<sup>(57)</sup>

共産党の極度の不振（5年前得票率10%から4%）が目につく。ユー党首も落選し、党存続の危機を迎えた。<sup>(58)</sup>左翼大敗の原因としては、①フランスがどこへ行くか見えてこない不安（治安悪化・移民増加のほか欧州統合など将来への不安）があるので保守的安定を求めたこと、<sup>(59)</sup>②左派政権が長く続きあきらめ、その政策に反発が出たことなどが指摘されている。この選挙結果は、EU諸国の右傾化の一つとしてヨーロッパ全体への影響も懸念されているが、<sup>(60)</sup>国内的には安定化に向かうように見える。<sup>(61)</sup>

#### (4) ラファラン第二次内閣発足（6月18日）——治安対策の具体化

総選挙での大勝利の結果、ラファラン氏がそのまま第二次内閣を組織し、サルコジ内相も続投となり、犯罪対策はますます具体化されていった。第2回投票の翌日実施されたアンケートでは、52%の人が治安対策を第1優先順位にあげており、依然としてそれに対する関心が高いことを示した。<sup>(62)</sup>

前述した6月26日に予定されていた警察署長・憲兵隊長合同会議は、実際には警察官のみの出席になってしまったが（憲兵に対しては7月5日に同様な会議を予定）、その日、内相は、一方で“警察には一時的短期的ではない成果、数字にあらわれる成果を強く求める”と檄をとばし、他方で、その代

わり人的物的資源を増強し、無罪推定法を軽減化すると約束した。<sup>(63)</sup><sup>(64)</sup>

- (48) 共和国連合 RPR, 自由民主 DL, フランス民主連合 UDF の一部が, 大統領選挙 1 回投票後, 反ルペンを意識した選挙対策として緩い結合をしてできた政党連合。UMP = Union pour la Majorité Présidentielle.
- (49) UMP のサイトの projet という頁からの引用。http://www.u-m-p.org/html/projet.html
- (50) 「不可罰ゼロ」は, シラク大統領案, UMP 案, RPR 案に共通した用語だが, 明らかにアメリカの影響による。94年, ジュリアーニ前 N Y 市長が “犯罪にはシステムティックに刑罰を科す政策を” として警察を改革し犯罪撲滅にのりだしたとき, 実務上の言葉として「寛容ゼロ」(zero tolérance) という語が使われたのであるが, それを多少アレンジした語である。ルペン案はそのまま tolérance zero という語を使っているが, 90年代末にフランスで最初にこのスローガンを掲げたのは FN であった。Le Monde, 4 décembre 2001, p. 13. サルコジ内相も, 就任前から自分の著書の中でこの政策を非常に好意的に「最初の犯罪は, 犯罪予備軍にやる気を無くさせるために厳しく罰しなければならない。侵入を防ぐためにビルの壊された窓ガラスはそのままにしてはいけない。数週間後に無法地帯になってしまわないように広場での小さな麻薬取引を大目に見てはいけないのである。」と紹介していた。L' Express du 16 mai 2002.
- (51) RPR のサイトの projet という頁からの引用。http://www.rpr.asso.fr/projet/contrat 1.htm
- (52) 社会党のサイトの Dossier の Lutte contre l'insécurité という頁からの引用。http://www.parti-socialist.fr/list\_theme.php?theme=Mzg=
- (53) 社会党のサイトの前注掲載頁, les mesures-phares: les contrats locaux de sécurité の頁を参照した。
- (54) 読売新聞夕刊2002年6月9日7面, 同紙朝刊6月10日6面。
- (55) 産経新聞2002年6月11日5面。
- (56) 表の数字は, 読売新聞2002年6月11日6面による。
- (57) ただし, これは海外県等をのぞく集計。棄権の原因は, 大統領選挙以来4回も投票が続き飽き came こと, 好天で行楽にでかけた人が多かったことによるとされている。朝日新聞夕刊2002年6月17日1面。
- (58) 読売新聞2002年6月16日9面。今回, ラディカルな政治批判を求める有権者は極左極右へ支持を切り換えたという指摘もある (パリ政治学院ラザール教授)。同紙同面。
- (59) 産経新聞2002年6月18日6面。
- (60) とくにジョスパン首相の下でオブリ雇用相が実現した週35時間労働法は一部で不評を買った。総選挙でのオブリ女史落選, ひいては大統領選挙でのジョスパン氏の落選原因ともいわれる。前注 (59) の産経新聞。

- (61) もっとも、たしかにシラク大統領は強大な権力を手にしたが、それは消去法のような投票が重なった結果にすぎず、今回は選挙のたびに歴史的な低得票率を記録していることからみても、シラク大統領が国民の積極的支持を得ているとはみなしにくいとの指摘もある。朝日新聞夕刊2002年6月17日2面。
- (62) 12項目の中から3つ選ぶ形式。大統領選挙のときは、治安優先とした人が、左派54%、右派69%、計61%だったが、今回はやや減少して、左派43%、右派60%、計52%であった。Le Figaro, 17 juin 2002, p. 2.
- (63) 前社会党政権下にギーグー司法大臣が制定した法律。被告人の権利を充実化させるものだが、反面、警察には足かせとなった。同法の詳細については白取祐司「フランス刑事訴訟法の改正について(1)~(3)」現代刑事法2001年3月、7月号、2002年5月号（連載中）。なお、同法の改正は、サルコジ内相が提出した「国内治安に関する方針・計画法」案と、ベルバン司法相が提出した「司法に関する方針・計画法」案の中で提案された。本稿108頁参照。
- (64) Yahoo France, Actualité, 26 juin 2002.

## 6 おわりに

こうしてフランスは、犯罪対策とくに少年犯罪対策について、あれほど現場の人々の反対があったのに、かなりの厳罰化でのぞむことになった。このような結果になったのは何故だろうか。

### (1) 政治的戦略

実は、ジョスパン社会党政権も「2002年計画」を見ればわかるとおり犯罪対策を強化する方針だった。その内容は、たしかに保守中道派と比べれば少し寛容かもしれないが、それでも1945年少年法を改正する必要はないという姿勢は改めなし、具体的な内容も保守派とそれほど大きく異なるわけでもなかった。それどころか、保守派案は社会党系のコピーだという人さえいる。また、最近の少年犯罪数の安定は社会党政権の対策がようやく効を奏してきた証拠と見ることもできる。つまり、ジョスパン候補が勝っても国民は同じような結果を得ていたであろう。しかるにシラク派が大勝した。

この経過を見ると、今回のような結果を招いた最大の理由は、シラク候補

を中心とする保守派の政治的戦略の勝利だったように思われる。今回の選挙を振り返ると次のように総括することができる。①シラク候補が、ジョスパン政権の弱点を犯罪対策にあると見抜き、いわゆる大統領選挙の選挙戦略の一つとしてそこに的を絞ったのが図に当たった、②それが逆に大統領二次選挙で、従来から厳しい犯罪対策案を打ち出していた極右ルペン候補の進出を招く結果になったが、今度はシラク候補は、極右進出の危機を追い風にして大勝利をおさめた、③シラク新大統領と新内閣は、総選挙までの間に犯罪対策を次々に具体化する姿勢を示し、保革共存では徹底した対策をとれないと訴えた、④その結果、総選挙でもシラク新大統領の率いる中道右派が大勝利を得た。つまり、犯罪対策は政治に利用されたわけである。

## (2) 国民の不安感

もっとも、現にフランス国民が治安に対して不安感を抱いていたことも確かである。シラク候補の選挙戦略が図に当たったのも、この不安感が大きかったからこそである。ところが、少年犯罪に限っていえば既述したように統計上かなり安定してきていた。また、犯罪全体についても、いかにも増加したように見えるが、近隣型警察を採用したため犯罪発見が多くなりかえって統計上犯罪が多くなっただけだ<sup>(65)</sup>という見方も可能である。それにもかかわらず国民は治安に不安を持った。何故か。

もちろん身近かに犯罪が多発していたという事情は一部の都市にあったことは否めない。殺人のような重い犯罪でなくても、暴行や盗罪といった日常生活レベルで国民の安全を脅やかす犯罪は、国民に大きな不安感をいだかせ、それだけに政争的になりやすく、実際、過去にその例が多かったことは後述するとおりである。しかし、危険地区の住民の中にさえ少しも危険を感じないと言う人も多かったところをみると、国民の不安感は報道にあおられた結果だったという側面もあるのではないか。今回マスコミは、選挙にからむ政治的関心にも引きずられて（＝国民の関心の高さに答えようとして）、いくつかの少年による凶悪事件、それに苦しむ郊外都市のルポ、警察・憲兵の

危険などを書き立てた。このように一定数の事件が断続的に報道されれば、総量としては増えていなくても、いかにも凶悪犯罪が連続しているように思われるものである。

### (3) 類似する状況

ところで、今回の選挙をめぐるこのような流れは二つのことを想起させる。

第一は、1981年2月2日のいわゆる「安全と自由」法が制定された頃のことである。70年代後半、フランスは暴力犯罪に悩まされていた。保守派のジスカール・デスタン大統領（74～81年）は防止策を検討させていたが、ペイルフィット司法大臣（77～81年）の下で、増加する暴力犯罪と対決するため重罰化と手続の迅速化を狙った法律として制定されたのがこの「安全と自由」法である。それは同時にその年の大統領選挙直前の、不安感を持つ国民への右派の政治的戦略でもあった。左翼は重罰化をめざす反動的な法律だと批判して選挙を戦った。今回の状況と、攻守は左右逆だったが、よく似た対立構図であった。そしてその時は（81年5月）、フランス国民は、同法廃止を掲げる理想主義的・放任主義的な社会党のミッテラン大統領（81年～95年）・モロワ政権を選択したのであった。

このように右派から左派へ変化した点と、犯罪が都市に集中（とくに侵入盗犯のパリ集中）し、農村部では犯罪率が低かった点が、今回とは正反対であるが、しかし、国民の不安感の増大した点、それが政治的争点となった点は、まさに今回と同じであった。特に、その犯罪が、侵入盗、老人・婦人に対する暴行傷害、財物損壊などの限定された罪種であり、国民の身体・財産に直接向けられるかつ頻度の高い犯罪である点も類似している。

しかし、実は、このような犯罪対策をめぐる左右の対立構図は、その後も何度も出現してくるのである。いろいろな対策にもかかわらず、その後も犯罪増加はおさまらなかったからである。たとえば、右派からの批判にさらされて、結局、社会党政権は現実主義的・「安全と自由」法的な路線へと転換を余儀なくされていく。また、86年3月、社会党政権に代わったシラク内

閣では、バスクワ内相が、「安全と自由」法に範をとり、治安を強化した。93年春、社会党は総選挙で歴史的敗北を喫し、ミッテラン大統領の下で保守派のバラデュール内閣が成立したが、やはり新しい治安対策を打ち出した<sup>(68)</sup>。いずれの場合も、今回の左派ジョスパン政権の犯罪対策への批判から右派ラファラン政権が登場したのと同じ構図である。逆に、88年のロカール政権、97年のジョスパン政権が登場したときは、上記の「安全と自由」法制定後と同じく、右派の犯罪政策を左派政権が修正したのであった。このようにフランスは政権交代と犯罪対策の試行錯誤を繰り返してきた<sup>(69)</sup>。今回もその試行錯誤の一コマにすぎないと言えるのかもしれない。いずれにせよ、冒頭に述べたとおり、フランスは左右に揺れる国なのである。

第二に、一昨年、日本で少年法が改正されるにいたるまでの経緯をも彷彿とさせる。そこでは統計の取り方に対する問題提起もあったし、報道の問題も指摘された。日本では、とくに被害者の保護が強調された点、移民など民族的差別問題は議論されなかった点などは異なるが、読者・視聴者の関心に答えるためと熱心に報道すればするほど人々に厳罰化が必要というイメージを植えつけたり、統計に反してすべての凶悪犯罪が激増しているという印象を与えたように思われる点、専門家の中の反対意見が生かされなかった点、などでは共通と言えるように思われる。

\*                     \*                     \*

以上のことから、フランスでは犯罪対策、とくに少年犯罪対策は非常に政治状況に左右されやすいこと、しかし、最近では犯罪対策の具体的内容に思ったほど大きな違いがなかったこと、そして、今後はかなり大きな変化がありそうに感じられることが確認できた。それにしても、国民は政治的戦略に惑わされてはならず、犯罪者や少年にとって何が重要なのかを見失ってはならないのではないかと思う。同様なことは日本にも当てはまりそうである。

さて、総選挙の直後から、右派新政府はさらに活発に迅速に動いている。サルコジ内相は5年間で60億ユーロの予算を約束した。シラク大統領は7月にも国会を開会するとしている。各種新聞でもやはり治安対策への関心がト

ップであった。

コアビタシオン下の社会党内閣から、国会の両議会で多数派の占めた保守中道政権になって、少年施設ひいては1945年少年法はどう変わっていくのだろうか。それにより少年犯罪はどのように変化していくのだろうか。厳罰化の効果は出るのだろうか。—— 今後を見守るしかない。

(65) 社会学者ド・キャヴァルレの意見。同氏は、前述した1月の内務省の統計につき懐疑的で、たとえば、①ここ2年増加傾向にあるといっても、過去の7～8年前まで減少したあとのサイクルの上昇期にあるだけだとか、②400万件の大会を越したというが、警察の出す統計的数字を治安不安のパロメーターにすると、統計の取り方によって数字が増える（たとえば言葉による侮辱を数に入れれば400万件を越えてしまう）ので、ますます不安をおおひ悪循環にはまるだけだ、などと発言している。Le Monde, 29 janvier 2002, p. 10.

(66) この頃の事情につき、湯浅伸「フランスにおける最近の犯罪動向」レファレンス28巻3号（1978年）、同「フランスにおける最近の犯罪事情」同31巻12号（1981年）。

(67) 当時、社会党政権下で考えられた犯罪対策（「安全に関する市長委員会」のモロワ首相への82年12月報告書）は、①社会環境改善（大団地の社会教育施設の充実、街灯整備、地下鉄等の安全対策、移民労働者の居住・教育環境の整備）、②青少年保護（夏期キャンプ、課外活動の充実）、③警察改革（警察官増員、警察予算増大、行政事務の市町村への移管）、④司法改革（裁判官増員、被害者救済の改善、刑務所の実態の広告）、⑤国から市町村までの各レベルの犯罪防止会議の創設である。以上、兼元俊徳「フランスの犯罪情勢」警察研究54巻9号（1983年）による。「純司法警察的対策より行政的アプローチによる予防活動が中心」（兼元）で、内容はよりソフトではあるが、項目はまるで今回右派によりとられつつある犯罪対策のコピーである。

なお、犯罪認知件数は、1981年には289万0020件で前年比8.3%増、63年の4倍だった。当時は、翌82年推計では既に300万件を越えており、84～5年には400万件を越すことさえ予想されていた。同論文44頁。しかし、実際には80年代半ばでピークとなり、95～97年までは減少さえしていた。400万件を越したのはつい昨年のことである。なお前注（65）のド・キャヴァルレ氏の指摘参照。

(68) 後注（69）湯浅、北村論文参照。この時は専ら不法移民が問題とされた。

(69) 新倉修「フランスにおける刑事政策の諸提案と刑事政策の科学」犯罪社会学研究8号（1983年）、恒光徹「現代フランスにおける刑事政策の動向」犯罪と刑罰1号（1985年）、同「フランス刑事司法における対抗と合意」法の科学15号（1987年）、「特集 市民的安全と市民的自由」法律時報58巻12号（1986年）、竹村典良「“安全と自由”の再生産」中央大大学院研究年報16号1—2（1987年）等参照。

歴代政権の治安対策については、前注（66）、（67）論文及び上記論文のほか、小野次郎「フランスにおける治安問題と最近の治安強化立法について」警察学論集40巻2号（1987年）、同「フランスの公安情報機関とテロリズム対策」同41巻6号（1988年）、新倉修「フランスにおける再犯状況とその防止策」法律のひろば41巻10号（1988年）、湯浅伸「新内閣の治安対策」ジュリスト1026号（1993年）、北村滋「フランスにおける新たな治安政策の概要」警察学論集46巻12号（1993年）、同「フランスの治安指針・計画法について」同50巻12号（1997年）など参照。

（以上）